

平成31年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第19号	平成31年度宝塚市病院事業会計予算	可決 (全員一致)	3月6日
議案第25号	宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第32号	権利の放棄について	可決 (全員一致)	
議案第51号	平成30年度宝塚市病院事業会計補正予算(第3号)	可決 (全員一致)	

審査の状況

① 平成31年 3月 1日 (議案審査)

・出席委員 ◎伊福 義治 ○岩佐 まさし 浅谷 亜紀 井上 聖
田中 こう 中野 正 若江 まさし

② 平成31年 3月 6日 (議案審査)

・出席委員 ◎伊福 義治 ○岩佐 まさし 浅谷 亜紀 井上 聖
田中 こう 中野 正 若江 まさし

③ 平成31年 3月25日 (委員会報告書協議)

・出席委員 ◎伊福 義治 ○岩佐 まさし 浅谷 亜紀 井上 聖
田中 こう 中野 正 若江 まさし

(◎は委員長、○は副委員長)

議案番号及び議案名

議案第19号 平成31年度宝塚市病院事業会計予算

議案の概要

平成31年度病院事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの。

（平成31年度予算の概要）

外来患者数 延べ24万3,958人
1日当たり1,004人

入院患者数 延べ12万9,930人
1日当たりでは355人

収益的収支 収入総額 128億2,368万5千円
支出総額 128億2,242万円
収支差引 126万5千円の黒字

資本的収支 収入総額 7億2,685万円
支出総額 16億2,794万8千円
収支差引 9億109万8千円の不足

当年度分損益勘定留保資金等で補てん

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 病院事業会計補助金の内訳について、平成31年度予算と平成30年度予算を比較して、項目によって増減が大きくなっている理由は。

答1 平成31年度予算における繰入金要求の考え方を見直したためであり、平成29年度決算審査意見書において、より厳密な積算を行うよう指摘を受けたことから、収益を積算根拠としている項目については、平成29年度の実績数値や診療科別損益計算書等を根拠とし、項目ごとの計算方法の考え方を整理した。

問2 平成31年4月に10人体制とすと言っていた消化器内科の医師について、3月末までに2人が退職することのだが、早期に採用されると考えてよいのか。

答2 消化器内科の主任部長によると、10月ごろには1人ないし2人の医師の採用について、めどがつきそうだということである。

問3 市立病院全体として、消化器内科及び放射線治療科以外の診療科については、4月からの医師体制は、予定どおりと考えてよいのか。

答3 4月からの医師の体制については、おおよそ、昨年10月に示した予定に近い形で増員を図っていけるものと考えている。また、平成31年度に入ってから兵庫

医科大学との連携の関係の中で増員を図っていく。

問4 以前、乳がんの術後治療の必要性から、平成31年4月には乳腺外科を設置すると聞いていたが状況は。

答4 昨年、外科部長が専門医の資格をとったため、4月1日から院内標榜を行うことと決定している。もう1人、兵庫医科大学から常勤医師の派遣が受けられたら、正式な標榜科として乳腺外科を立ち上げることとしている。

問5 監査の指摘から、給与費の適正化について検討を求められており、市立病院も検討を進めるべきと考えているとのことであったが、検討は進んだのか。

答5 平成31年度予算編成については、医師や医療技術職及び看護職の職員を増員したことの反映によるものと、1億2千万円余の削減効果のあった給与カットが平成30年度で終了することにより、給与費は3億6,400万円余の増となった。収益のうちの給与費の割合は、公立病院では60%台が適当と考えているが、医業収益が下がると給与費比率が上がる。給与自体の見直しとなると給料表など条例事項の見直しとなるため、今後の検討課題だと考えており、まずは収益の改善による給与費比率の適正化を考えている。

問6 時間外勤務縮減の取り組みは。

答6 時間外勤務の縮減については、病院改革プランにおいて2割削減を目標として取り組んでいる。例えば、会議の開始時間を早めるとか会議時間の短縮などを求める通知を出すなどして縮減に取り組んでいる。結果として市立病院全体で前年度比3.5%削減したが、特に看護部の時間外勤務が3,500時間、9.2%減っている。削減の取り組みの成果というよりも4月から10月に入院患者数が減少したことによる影響のほうが大きいと考えている。

問7 平成30年度当初予算と比較して、外来患者数の17.8%増加に対し、外来収益は32%増加を見込んでいるが、外来患者数と外来収益との関係性はどのようになっているのか。

問7 患者数については、多くの患者に対応できるよう一丸となって取り組んでおり、昨年12月から入院、外来ともに大幅に増加している。予算における外来患者数の算定については、昨年1月から12月までの各診療科における医師1人当たりの患者数と来年度の外来診療日数により積算している。また、外来収益については、診療科によって収益が大きく異なり、収益が他科よりも多い腫瘍内科の医師が2人から5人にふえたことから、人数に対し収益が大きく増加するものである。

問8 2次救急医療体制の強化の条件として、1次救急医療体制の充実があると思うが、

市立病院において1次と2次の救急受入の割合はどうなっているのか。

答8 2次救急の一つの目安としての救急車の受け入れでは、平成30年度当初は受け入れが減少していたが、11月以降ふえてきた。全てが重症な2次救急ではないが、市立病院の方針として要請があったものは受け入れられる限りは受け入れていることから、現場が大変になってきている。

問9 救急搬送の要請をした場合、2次救急が必要な患者であれば当然市立病院への搬送になると思うが、1次救急の場合は他の1次救急受入病院に搬送されるような仕組みになっているのか。

答9 救急指定病院については輪番制をとっており、当日の当番医がわかるようになっている。また、「むこねっと」において空き病床や当直の診療科の状況を確認できることから、かかりつけ医なども勘案し、患者本人の希望もあるが、まずは救急隊が搬送先を選定している。ただ、市内では搬送先として市立病院が一番多いと聞いている。

問10 糖尿病内科が4月から総長を中心とした医師体制で診療を行うが、消化器内科のときのように、有名な医師が退職したときに、他の医師も退職するというような心配はないのか。

答10 今回採用する総長は兵庫医科大学の糖尿病・内分泌の教授であった医師であり、総長及び同じく兵庫医科大学から迎える主任医長及び医師の3人で糖尿病内科として十分な診療体制が組めると考える。たとえ医師が退職しても、引き続き兵庫医科大学との連携の中で医師の派遣による体制を組んでいきたい。

問11 糖尿病内科の強化に伴い、患者の栄養管理などの観点から健康センターとの連携も必要になるのではないのか。

答11 糖尿病内科については、3人の医師と担当看護師も含めて4月からの外来診療体制について打ち合わせをしている。ただ、健康センター等他部署との連携についてはおいおい協議を始めていきたいと考えている。また、市立病院には管理栄養士が7人おり、既に糖尿病についての情報交換を行っているほか、これまでも糖尿病患者に対する栄養指導等に対応してきた経緯があることから、4月以降はこれまで以上に推進していけるのではないかと考えている。

問12 市立病院の正面玄関の車寄せの部分は狭く、混雑時に福祉タクシーなどで来院する際は危険である。ほかに車だまりを設けるなどの検討は。

答12 近年、特に福祉タクシーの来院台数はふえており、課題であると認識している。現在は正面玄関前に3台分ぐらいのスペースがあるので保安員が誘導してやりくりしている状況である。

問 1 3 医師不足を解消することが収益を上げることだという考え方は理解するが、医師がふえるとそれに要する費用も当然ふえるという、医業収益と医業費用の関係は考えなくてはならない。平成 30 年度当初と平成 31 年度当初の医業収益と費用の差額を見ると、マイナス 11 億円余とマイナス 8 億円余と 3 億円改善しているが、本来はそのマイナス部分をなくさなくてはならない。各方面から繰入金を受けているが、実際は自力でどうするかということが大事であり、どのように考えているのか。

答 1 3 収入の中で医業外収益が 10 億円余ある。主に繰入金であるが、それを除いた収支均衡は厳しいと考えており、国の基準に基づく繰入金を含めた中での収支均衡と捉えている。

問 1 4 市立病院経営改革検討会の進捗状況は。

答 1 4 決算見込みを含めた市立病院の経営状況の確認と、病院改革プランの実施状況及び平成 30 年度病院事業会計予算に対する文教生活常任委員会の附帯決議に基づく報告の内容について進捗状況を確認している。

問 1 5 平成 31 年度予算を見ても市立病院が頑張っていることはよくわかるが、今後の経営を考えるのは市立病院経営改革検討会だと思っているので、しっかりやらないといけない。兵庫県で問題が残る公立病院は三田市と宝塚市だけだとも言われており、どういうふうな経営を今後考えていくかということは非常に大事なこと。市立病院の経営のあり方については市も考えていかなければならない。いずれかの段階で結論を出さなければならないし、世間も注目している。今後、市立病院をどうしていくかの球は市の側にあり、市民にどう返していくかが問題である。

答 1 5 市立病院経営改革検討会では病院改革プランに基づく経営改善の協議も行っている。市の貸し付けにも限度があり、市立病院も企業として経営努力は必要である。各地域の公立病院に動きがあり、その中で宝塚市としてどうするかは大きな課題と捉えている。経営形態のあり方も視野に入れた検討ができる体制も必要であると考えている。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成31年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第25号 宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
国民健康保険加入者のうち、いわゆる旧被扶養者に係る保険税の減免について、本年4月から、国の通知に基づく減免期間の見直しに合わせた対応を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。	
論 点	なし
<質疑の概要>	
問1	変更にあたっての今後の影響額は幾らなのか。
答1	現在、旧被扶養者に係る保険税の減免制度を適用している世帯は427世帯で、減免額は約3,150万円である。そのうち、今回の改正によって227世帯、約770万円が減免の対象外となる。
問2	今までは、国からの予算措置等があったのか。
答2	財源については、満額ではないものの約3,150万円のうちの一定部分までは、国から特別調整交付金として支給されている。
問3	今回の制度改正により減免の対象外となる世帯のうち、所得が低い世帯などは、市の条例による減免に移行する場合は考えられるが、そのようなケースはどれくらいあるのか。その場合、国の負担はなくなるものの、市の負担がふえると考えられるが、どうか。
答3	今回の制度改正により当該制度による減免の対象外となるが、市の独自減免の対象となる方は一定数いると考えており、そのことについては丁寧に対応したい。また、その分の財源については、国からの措置はないので、国民健康保険税で充てる。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第32号 権利の放棄について

議案の概要

相手方が不正に受給した介護給付費に係る返還請求権について、裁判上の請求により確定したものの、再三再四の催告にもかかわらず、相手方からの納付がなく、また、相手方が休業届を提出し、現住所地において法人としての実態もない状態であり、相手方の財産も不明であることから、権利の放棄をしようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 本市の債権確定後の債務者である相手方との交渉経過の中で、相手方はどのような主張であったのか。

答1 相手方は、西宮市において居宅介護支援事業所及び訪問介護事業所を運営していたが、兵庫県による指定事業者の取消処分以降、西宮市の債権額が約1億円と金額が大きいものであったことから新聞等で記事となり、それ以降、経営状況が悪化したと聞いている。西宮市、尼崎市、芦屋市及び本市の4市合同の面談においては、返済が困難と主張していたと聞いている。

問2 当該事業者の指定取消処分に至るまでに、話し合いをするなど何らかの措置を講ずることはできなかったのか。

答2 当時、事業者の指定は県の管轄であり、介護保険法上の実地指導の段階で悪質であると県が把握し、相手側に資料の提出を再度求めたにもかかわらず提出できなかった経緯があり、県の本監査と再度の監査を経て、事業者の指定取消処分に至ったと聞いている。

問3 当該事業者について、全く知らずにではなくわかっていた上で、不正を行っていたと捉えたらよいのか。

答3 事業者指定の取消処分となった後、当該事業者から不服申立てがあり、その際、当時働いていたケアマネジャーや西宮市の一部の利用者からも処分の取り消しを求める弁明書類が提出されたが、結果的に指定取消になったと聞いている。当初の事業者指定申請での虚偽の報告であったが、実際にはケアマネジャーやヘルパー等を雇用しており、通常のサービスは提供していたと聞いている。

問4 西宮市、尼崎市及び芦屋市も本市と同様に介護給付費返還請求の影響が生じており大変な状況であるが、実際に当該事業所の利用者には周知されていたのか。

答4 指定事業者の取り消しとなれば、実際にヘルパーやデイサービスを利用してい

る方については、引き続きサービスが必要ならば、他の事業所へ引き継ぐため、少なくとも周知はされているはずだが、それが不正な申請により指定取消になったことによるものという理由まで伝えていたかは定かではない。

問 5 実際に当該事業所の利用者は、サービスに係る費用の 1 割を負担しており、市が返還請求できるという考え方からすると、利用者も返還請求できることになるが、そのことを知らない市民がいる状態のままでよいのか。今後のことも含め、事実を知るべきである。市が被害状況を調べたり、訴訟の提案をしたり、返還請求をするところまで、市としてかかわっていく必要があるのではないのか。

答 5 市としては、実際に訴訟も行った。本市においては、当該事業所の居宅介護支援の計画については対象者が 2 人、ヘルパーについては 6 人が利用していたものの、特に問い合わせはなかった。問い合わせがあった時点で、利用者はサービス利用料の 1 割を支払っているのだから、規定に基づいて事業を行っている事業者に示しをつけるためにも、介護給付費の返還金に当たっては、裁判はすべきと考えている。

問 6 不正が判明しても直ちに事業が停止していないならば、調査段階においてもなお当該事業所を利用している市民もいたと考えられる。事前と事後も含め、市民への影響を最小限に抑えるような方策が必要で、今後、利用者、市民の立場に立ち、何をすべきなのかももう少し検討してほしいが、本市の考えは。

答 6 そのとおりであり、今後、担当課として内部で協議していきたい。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成31年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第51号 平成30年度宝塚市病院事業会計補正予算（第3号）	
議案の概要	
収益的収入及び支出について、運転資金に充てるため一般会計から長期借入金5億5千万円を借り入れしようとするもの。	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1	他会計からの長期借入金の返済が終わらない上で、新たに貸し付けを受けることになるが、今の経営状況で償還計画にのっとった返済はできるのか。また、資金繰りのめどはついているのか。
答1	償還計画に記載している分は、現在借り入れている資金の返済条件をあらわしたものの。今後予定している今回の補正予算分の一般会計からの長期借入金5.5億円と当初予算分の水道事業会計からの長期借入金2.5億円は、いずれも借入期間が1年1カ月ほどであり、借入期間が終われば一括して償還しなければならないが、一時借入金で資金をつないでいる状況であり、償還原資についてめどは立っていない。これについては、キャッシュ・フローの中で減価償却も含めて経営改善に努め、できるだけ収支均衡以上、黒字化を進めて資金を確保し返済していくしかないというのが、今の市立病院の経営状況である。
問2	建物等の老朽化に伴う大型修繕が、償還計画の期間中にも行われると考えるが、それについては、いつごろ、どの程度の規模でと考えているのか。
答2	平成26年度に策定した長期修繕計画に基づき順次修繕を行っており、外壁タイルや電気などの工事は既に終わっている。空調等の設備についてはまだ残っており、全ての更新工事が終わるには、あと10年ぐらいかかる見込みである。劣化状況を見ながらできるだけ安価に効率よく進められるよう考えている。収支計画の中で、施設修繕については毎年3億円の予算を見込んでいる。
自由討議 なし	
討 論 なし	
審査結果 可決（全員一致）	

